

# 令和7年度学校園施設消防設備保守点検業務委託仕様書

- 1 業務名 令和7年度学校園施設消防設備保守点検業務委託

- 2 委託場所 別紙1 学校園施設消防設備一覧表のとおり

- 3 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

#### 4 委託内容

(1) 消防設備等についての点検及び報告について

- ① 点検の基準、期間及び結果報告は、消防法、消防法施行令、消防法施行規則及びこれに基づく告示等に定めるところにより実施する。

- ② 点検時期 総合点検・機器点検 8月から11月にかけて  
機器点検 12月から3月にかけて

※時期はおおよそのものである。

※学校・園の行事等を優先し、市、市教育委員会と協議の上、受注者が日程調整すること。

※学校・園及び市、市教育委員会の都合により、学校・園に影響の少ない土曜日・日曜日・祝休日に実施することもありえる。

※児童クラブは、平日の午後及び土曜日に運営しているので、これを踏まえて実施日を調整すること。

※給食棟(室)の入室には、検便検査の実施した者に限るほか、衛生面から土足厳禁のため各自で上履等を用意する。また、帽子の着用が必須である。

### ③ 消防設備等の種類

自動火災報知設備、屋内消火栓設備、非常警報設備、誘導灯設備、避難器具設備、漏電火災警報器設備、消火器、その他設備に付随する必要なもの。

- ④ 受注者は点検後、必要な諸手続きを速やかに行うこと。点検後は点検を行った証として、点検済票(ラベル)を消防用設備等の定められた位置に貼ること。

- ⑤ 点検は、消防設備士または消防設備点検資格者等、必要な資格を有する者が行うこと。

- ⑥ 点検に伴い使用する工具、測定器、消耗品等は受託者の負担とする。

- ⑦ 工事を伴わない小修理については、本委託範囲内とする。

※③の消防設備の点検項目等については、別紙3 学校園等施設消防設備保守点検項目を参照のこと。

(2) 点検時の不良箇所の特定

① 不良箇所については、原因の調査をし、点検不良箇所報告書にまとめること。

② 特に緊急性の高い不良を認めた場合は、直ちに市教育委員会に報告すること。

5 書類作成について

下記の各報告書類については、表紙及び背表紙に業務名、受注者名等を記入し、学校園施設名を記入したインデックスを入れ、整理すること。

(1) 点検結果報告書

点検結果報告書を学校園施設ごとに整理し2部作成し、教育総務課総務・施設Gに提出すること。

(2) 点検不良箇所報告書

「不良箇所一覧」「不良箇所図面(A4、不良箇所を朱書)」を学校ごとに整理し1部を提出すること。(不良部品、不良理由等を明確に記すこと。)

また、「不良箇所図面」の後に、不良箇所写真を添付すること。

(3) 消防設備設置図面

消防設備設置図面を学校園施設ごとに作成し、教育総務課総務・施設Gに提出すること。

6 その他

(1) 点検を行うにあたっては、各学校、園及び市、市教育委員会と十分協議すること。特に給食棟(室)の点検については、事前に打ち合わせをすること。

(2) 機械警備が導入されている学校園については、点検前後に機械警備委託会社と連絡・調整の上、機械警備会社側に正しく信号が送られていることを確認すること。

(3) 当該点検に係る設備概要、状態等を十分把握し、危険な場所には必要な安全措置を講じ、学校園関係者や業務従事者等の事故防止に努めるとともに、第三者及び学校施設に危害損傷を与えないよう十分注意すること。

(4) 支払方法は、完了払1回とする。

(5) 本仕様書に疑義が生じたときには、市または市教育委員会と協議し、その指示に従うものとする。

(6) 水桜小学校に進入する際には、歩行者専用道路を通行する必要があるため、同校の点検を実施する前に、警察から通行許可を取った上で実施すること。

(7) 5の(2)に伴う点検不良箇所について、今後修繕するために各学校、園の修繕見積書を提出すること。

## ○学校園施設消防設備一覧表

| 学校園名                  | 1 自動火災報知機 |          |          |      |     |      |     |     |      | 2 消火栓設備 |      |    |     |     | 3 非常警報設備 |       | 4 誘導灯 | 5 避難器具 |     | 6 漏電火災警報器      | 7 消火器 |
|-----------------------|-----------|----------|----------|------|-----|------|-----|-----|------|---------|------|----|-----|-----|----------|-------|-------|--------|-----|----------------|-------|
|                       | 感知器       |          |          |      | 受信機 | 副受信機 | 発信機 | 表示灯 | 非常ベル | 消火ポンプ   | 消火栓箱 | 水槽 | 呼水槽 | 制御盤 | 防災アンプ    | スピーカー |       | 避難袋    | 緩降機 |                |       |
|                       | 分布型       | 差動式スポット型 | 定温式スポット型 | 煙感知器 |     |      |     |     |      |         |      |    |     |     |          |       |       |        |     |                |       |
| 門真小学校                 | 6         | 76       | 9        | 4    | 1   | 0    | 19  | 19  | 19   | 1       | 13   | 1  | 1   | 1   | 1        | 22    | 7     | 0      | 0   | 機器仕様については別紙2参照 | 30    |
| 大和田小学校                | 8         | 87       | 9        | 5    | 1   | 1    | 16  | 16  | 16   | 1       | 12   | 1  | 1   | 1   | 1        | 14    | 7     | 1      | 0   |                | 27    |
| 二島小学校                 | 6         | 78       | 18       | 17   | 1   | 1    | 22  | 22  | 22   | 1       | 21   | 1  | 1   | 1   | 1        | 29    | 8     | 2      | 0   |                | 37    |
| 四宮小学校                 | 4         | 78       | 4        | 3    | 1   | 1    | 18  | 18  | 18   | 1       | 16   | 1  | 0   | 1   | 1        | 22    | 7     | 0      | 0   |                | 35    |
| 古川橋小学校                | 5         | 83       | 9        | 19   | 1   | 1    | 16  | 16  | 16   | 1       | 15   | 1  | 1   | 1   | 1        | 13    | 4     | 0      | 0   |                | 26    |
| 沖小学校                  | 5         | 77       | 15       | 6    | 1   | 1    | 16  | 16  | 16   | 1       | 12   | 1  | 0   | 1   | 1        | 57    | 39    | 2      | 0   |                | 33    |
| 上野口小学校                | 5         | 73       | 6        | 4    | 1   | 1    | 17  | 17  | 17   | 1       | 15   | 1  | 1   | 1   | 1        | 17    | 7     | 3      | 0   |                | 33    |
| 速見小学校                 | 5         | 81       | 11       | 3    | 1   | 1    | 19  | 19  | 19   | 1       | 16   | 1  | 0   | 1   | 1        | 18    | 7     | 0      | 0   |                | 26    |
| 北巢本小学校                | 4         | 71       | 12       | 5    | 1   | 1    | 15  | 15  | 15   | 1       | 12   | 1  | 0   | 1   | 1        | 23    | 7     | 0      | 0   |                | 35    |
| 五月田小学校                | 4         | 90       | 6        | 4    | 1   | 1    | 15  | 15  | 15   | 1       | 14   | 1  | 0   | 1   | 1        | 20    | 9     | 2      | 0   |                | 37    |
| 東小学校                  | 7         | 71       | 11       | 3    | 1   | 1    | 12  | 12  | 12   | 1       | 11   | 1  | 0   | 1   | 1        | 18    | 8     | 0      | 0   |                | 23    |
| 門真みらい小学校              | 0         | 104      | 12       | 19   | 1   | 1    | 19  | 19  | 22   | 1       | 18   | 1  | 0   | 1   | 1        | 22    | 37    | 5      | 0   |                | 59    |
| 水桜小学校                 | 4         | 78       | 11       | 6    | 1   | 1    | 15  | 15  | 15   | 1       | 14   | 1  | 0   | 1   | 1        | 23    | 7     | 0      | 0   |                | 39    |
| 第二中学校                 | 12        | 104      | 13       | 7    | 1   | 1    | 19  | 19  | 19   | 2       | 17   | 1  | 1   | 1   | 1        | 20    | 13    | 0      | 0   |                | 47    |
| 第三中学校                 | 5         | 136      | 22       | 4    | 1   | 1    | 20  | 20  | 21   | 1       | 18   | 1  | 0   | 1   | 1        | 79    | 20    | 1      | 0   |                | 77    |
| 第四中学校                 | 0         | 124      | 17       | 15   | 1   | 1    | 21  | 21  | 21   | 2       | 18   | 1  | 0   | 1   | 1        | 32    | 15    | 0      | 0   |                | 57    |
| 第五中学校                 | 5         | 119      | 33       | 5    | 1   | 1    | 19  | 19  | 21   | 1       | 16   | 1  | 0   | 1   | 1        | 22    | 73    | 6      | 0   |                | 54    |
| 第七中学校                 | 4         | 90       | 11       | 6    | 1   | 1    | 21  | 21  | 21   | 1       | 21   | 1  | 0   | 1   | 1        | 45    | 17    | 1      | 0   |                | 49    |
| 砂子みなみこども園             | 0         | 47       | 26       | 22   | 1   | 0    | 4   | 4   | 0    | 1       | 5    | 1  | 1   | 1   | 1        | 20    | 21    | 1      | 1   |                | 14    |
| 旧大和田幼稚園               | 0         | 14       | 2        | 4    | 1   | 0    | 2   | 2   | 2    | 0       | 0    | 0  | 0   | 0   | 0        | 0     | 7     | 0      | 1   |                | 6     |
| 幼保連携型認定こども園<br>上野口保育園 | 0         | 21       | 5        | 3    | 1   | 0    | 2   | 2   | 2    | 0       | 0    | 0  | 0   | 0   | 0        | 0     | 0     | 0      | 0   |                | 10    |

| 漏電火災警報器仕様             |         |                     |         |            |
|-----------------------|---------|---------------------|---------|------------|
| 学校園名                  | 1級受信機仕様 |                     | 1級変流器仕様 |            |
|                       | メーカー    | 形式もしくは型式番号          | メーカー    | 形式もしくは型式番号 |
| 門真小学校                 | オムロン    | E010203B            | オムロン    | Z010303A   |
| 大和田小学校                | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | 漏変第52-6号   |
| 二島小学校                 | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-LA42   |
| 四宮小学校                 | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 古川橋小学校                | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 沖小学校                  | オムロン    | AGD-NY5             | オムロン    | Z010303A   |
| 上野口小学校                | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-LA42   |
| 速見小学校                 | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 北巢本小学校                | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-LA42   |
| 五月田小学校                | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 東小学校                  | 長谷川電機工業 | 漏受第53-5-1号<br>VG-LA | 長谷川電機工業 | 漏変第53-111号 |
| 門真みらい小学校              | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-P300   |
| 水桜小学校                 | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-LA42   |
| 第二中学校                 | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 第三中学校                 | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | Z010303A   |
| 第四中学校                 | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-P300   |
| 第五中学校                 | オムロン    | AGD-NY4             | オムロン    | OTG-P300   |
| 第七中学校                 | オムロン    | AGD-N4              | オムロン    | OTG-LA42   |
| 砂子みなみこども園             | オムロン    | E010203B            | オムロン    | OTG-LA30   |
| 旧大和田幼稚園               | 河村      | LGR2                | 河村      | ZCT2       |
| 幼保連携型認定こども園<br>上野口保育園 | 松下電工    | BG1520              | 松下電工    | BG9422     |

## 学校園施設消防設備保守点検項目

### 1 自動火災報知設備点検項目

#### (1) 外観点検

##### 1) 予備電源および非常電源(内蔵型のものに限る)

###### ①外観

変形、損傷、著しい腐食などがいないか確認すること。

###### ②表示

適正にされているか確認すること。

##### 2) 受信機および中継器

###### ①周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障壁となるものがないか確認する。

###### ②外形

変形、損傷などがいないか確認すること。

###### ③警戒区域の表示装置

汚損、不鮮明な部分などがいないか確認すること。

###### ④電圧計

変形、損傷などがなく、電圧が適正か確認すること。

###### ⑤スイッチ類

開閉位置が正常であるか確認すること。

###### ⑥表示

適正にされているか確認すること。

###### ⑦予備品など

ヒューズ、電球等の予備品および回路図などが備えてあるか確認すること。

##### 3) 感知器

###### ①外形

変形、損傷、著しい腐食などがいないか確認すること。

###### ②警戒状況

#### ア 未確認部分

設置後の用途変更、間仕切り変更などによって未警戒の部分がないか確認すること。

#### イ 感知区域

設定が適正か確認すること。

#### ウ 適応性

設置場所に適応する感知器が設けられているか確認すること。

#### エ 機能障害

感知器の機能障害となる塗装などがなく、熱気流または煙の流動を妨げるものがないか確認すること。

### 4) 発信機

#### ①周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障壁となるものがないか確認する。

#### ②外形

変形、損傷、脱落、汚損などがないか確認すること。

### 5) 標識

#### ①標識板

##### ア 外形

変形、損傷、脱落、汚損などがないか確認すること。

##### イ 常夜灯

点灯しているか確認すること。

#### ②表示灯

変形、損傷、球切れなどがないか確認すること。

#### ③装置

##### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

##### イ 取付け状況

脱落などがなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。

### (2) 機能点検

#### 1) 予備電源および非常電源(内蔵型のものに限る)

①端子電圧

規定値以上であるか確認すること。

②切り替え装置

常用電源を停電状態にした時に自動的に非常電源に切り替わり、常用電源を復旧した時に自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。

③充電装置

変形、損傷、著しい腐食などがなく、異常な発熱などがいないか確認すること。

④結線接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがいないか確認すること。

2) 受信機および中継機

①スイッチ類

端子のゆるみがなく、開閉機能が正常であるか確認すること。

②ヒューズ類

損傷、溶断がなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

③継電器

脱落、端子のゆるみ、接点の焼け損、ほこりなどの付着がなく、機能が正常であるか確認すること。

④表示灯

正常に点灯するか確認すること。

⑤通話装置

受信機相互間および発信機などとの通話が明瞭に行えるか確認すること。

⑥結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがいないか確認すること。

⑦接地

著しい腐食、断線などの損傷がないか確認すること。

⑧付属装置

付属装置試験を行い、火災信号が正常に移信でき、且つ、相互に機能障害がないか確認すること。

⑨火災表示

火災表示試験を行い、正常に火災表示がなされるか確認すること。

⑩回路導通



回路導通試験を行い、試験用計器の指示または確認灯の点灯により導通するか確認すること。

### 3) 感知器

#### ①スポット型感知器

差動式、補償式または定温式にあつては、加熱試験を行った場合に確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。

#### ②分布型(空気管式)

火災作動試験および作動継続試験を行った場合、作動および作動継続の機能が正常であり、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。

#### ③煙感知器(イオン式および光電式)

加熱試験を行った場合、確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であるか確認すること。

### 4) 発信機

押しボタンまたは送受話器を操作した際に、確実に作動するか確認すること。確認灯のあるものでは、点灯するか確認すること。

### 5) 音響装置

#### ①音量など

音量および音色が他の機械の騒音などと区別して聞き取れるか確認すること。

#### ②鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動または相互鳴動の機能を有するものにあつては、鳴動方式のとおり地区音響装置が鳴動するか確認すること。

## (3) 総合点検

漏洩電流試験を行い、次の事項を確認すること。

#### 1) 同時作動

同時作動試験を行った場合、機能が正常であること。

#### 2) 煙感知器の感度

感度試験を行った場合、感度が正常であること。なお、試験終了後、加煙試験を行い、作動状況を確認すること。

#### 3) 地区音響装置の音量

音響装置試験を行った場合、規定値以上の音量があること。

#### 4) 総合作動

非常電源を切り替えた状態で、任意の感知器を加熱または加煙した場合、火災表示および音響装置の鳴動が正常であること。

## 2 屋内消火栓設備点検項目

### (1) 外観点検

#### 1) 水源

##### ①貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食などがいないか確認すること。

##### ア 水量

規定の水量が確保されているか確認すること。

##### イ 水位計および圧力計

変形、損傷などがなく、指示値が正常であるか確認すること。

##### ウ バルブ類

排水管、補給水管、給気管などのバルブ類に漏れ、変形、損傷などがなく、開閉位置が正常であるか確認すること。

#### 2) 電動機の制御装置

##### ①制御盤

##### ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがないか確認すること。

##### イ 外形

変形、損傷、著しい腐食などがいないか確認すること。

##### ②電圧計

変形、損傷がなく、電圧が適正であるか確認すること。

##### ③開閉器およびスイッチ類

変形、損傷、脱落などがなく、開閉位置が正常であるか確認すること。

##### ④表示

適正に表示されているか確認すること。

##### ⑤予備品など

ヒューズ、電球などの予備品および回路図などが備えてあるか確認すること。

#### 3) 起動装置

##### ①起動操作部

##### ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがなく、表示が適正にされているか確認すること。

イ 外形

直接操作部および遠隔操作部に変形、損傷などがいないか確認すること。

②起動用水圧開閉装置

ア 圧カスイッチ

変形、損傷などがいないか確認すること。

イ 起動用圧カタンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食などがいないか確認すること。

4) 加圧送水装置

ポンプおよび電動機などに変形、損傷、著しい腐食等がないか確認すること。

5) 呼び水装置

①呼び水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食などがなく、水量が規定量以上あるか確認すること。

②バルブ類

呼水管などのバルブ類に漏れ、変形、損傷などがなく、開閉位置が正常であるか確認すること。

6) 配管

漏れ、変形、損傷などがなく、他のものの支え、吊りなどに利用されてなく、バルブ類の開閉位置が正常であるか確認すること。

7) 消火栓箱など

①消火栓箱

ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがなく、消火栓である旨の表示が適正にされているか確認すること。

イ 外形

変形、損傷などがなく、扉の開閉が確実にできるか確認すること。

②ホースおよびノズル

格納状態でのホースおよびノズルに変形、損傷などがなく、必要本数が所定の位置に設けられているか確認すること。

※10年を経過しているホースについては、放水試験を実施すること。

③消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷などがいないか確認すること。

#### ④表示灯

変形、損傷、脱落、球切れなどがなく、点灯しているか確認すること。

### (2) 機能点検

#### 1) 水源

##### ①水状

著しい腐敗、浮遊物、沈殿物などがいないか確認すること。

##### ②給水装置

変形、損傷、著しい腐食などがなく、機能が正常であるか確認すること。

##### ③水位計および圧力計

正常に作動するか確認すること。

##### ④バルブ類

開閉操作が容易にできるか確認すること。

#### 2) 電動機の制御装置

##### ①開閉器およびスイッチ類

端子のゆるみなどがなく、開閉機能が正常であるか確認すること。

##### ②ヒューズ類

損傷、溶断などがなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

##### ③継電器

脱落、端子のゆるみ、接点の損傷、ほこりなどがなく、機能が正常であるか確認すること。

##### ④表示灯

正常に点灯するか確認すること。

##### ⑤結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがいないか確認すること。

##### ⑥接地

著しい腐食、断線などがいないか確認すること。

#### 3) 起動装置

##### ①起動操作部

直接操作部および遠隔操作部の機能が正常であるか確認すること。

## ②起動用水圧開閉装置

圧力スイッチの端子のゆるみがなく、設定圧力値が設置図面のとおりであり、作動圧力値が適正であるか確認すること。

## 4) 加圧送水装置

### ①ポンプ方式

#### ア 電動機

##### ○ 回転軸

回転が円滑であるか確認すること。

##### ○ 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質などがなく、必要量が満たされているか確認すること。

##### ○ 軸継手

ゆるみなどがなく、機能が正常であるか確認すること。

##### ○ 本体

機能が正常であるか確認すること。

#### イ ポンプ

##### ○ 回転軸

回転が円滑であるか確認すること。

##### ○ 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質などがなく、必要量が満たされているか確認すること。

##### ○ グランド部

著しい漏水がないか確認すること。

##### ○ 速成計および圧力計

正常に作動するか確認すること。

##### ○ 性能

適正であるか確認すること。

### ②高架水槽方式

所定の圧力が得られるか確認すること。

### ③圧力水槽方式

圧力の自然低下防止装置が正常に作動するか確認すること。

#### ④減圧弁の装置

減圧弁などに漏れ、変形、損傷などがなく、機能が正常であるか確認すること。

### 5) 呼び水装置

#### ①バルブ類

開閉操作が容易にできるか確認すること。

#### ②自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食などがなく、機能が正常であるか確認すること。

#### ③減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食などがなく、機能が正常であるか確認すること。

#### ④フート弁

異物の付着、詰まりなどがなく、逆止効果が正常か確認すること。

### 6) 配管

#### ①バルブ類

開閉操作部が容易にできるか確認すること。

#### ②ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の堆積などがなく確認すること。

#### ③逃がし配管

排水が適正であるか確認すること。

### 7) 消火栓箱など

#### ①ホースおよびノズル

損傷、著しい腐食などがなく、着脱が容易にできるか確認すること。

#### ②消火栓開閉弁

漏れ、変形、損傷などがなく、開閉操作が容易にできるか確認すること。

#### ③耐震措置

アンカーボルト、可とう式管継手などに変形、損傷などがなく、耐震措置が適正に行われているか確認すること。

## (3) 総合点検

### 1) ポンプ方式

#### ①起動性能など

- ア 加圧送水装置が正常に作動すること。
- イ 表示、警報などが適正に行われること。
- ウ 電動機の運転電流が適正であること。
- エ 運転中に不規則もしくは不連続な雑音または異常な振動、発熱などがないこと。

②放水圧力

放水圧力が規定圧力範囲内であること。

③放水量

放水量が規定量以上であること。

2) 高架水槽方式および圧力水槽方式

①放水圧力

放水圧力が規定圧力範囲内であること。

②放水量

放水量が規定量以上であること。

### 3 非常警報設備点検項目

#### (1) 外観点検

##### 1) 非常電源(内蔵型に限る)

###### ①外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

###### ②表示

適正にされているか確認すること。

##### 2) 非常ベルおよびサイレン

###### ①起動装置

###### ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがなく、起動装置である旨の表示が適正にされているか確認すること。

###### イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷などがないか確認すること。

###### ②操作装置および複合装置

###### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

###### イ 電圧計

変形、損傷がなく、電圧が適正であるか確認すること。

###### ウ スイッチ類

開閉位置が正常であるか確認すること。

###### エ 表示

適正であるか確認すること。

###### オ 予備品など

ヒューズ、電球などの予備品および回路図が備えてあるか確認すること。

###### ③ベルおよびサイレン

###### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

###### イ 取付け状態



脱落がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。

④表示灯

変形、損傷、脱落、球切れなどがなく、点灯しているか確認すること。

3) 放送設備

①起動装置

ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがないか、起動装置である旨の表示が適正にされているか確認すること。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷などがなく、確認すること。

②増幅器、操作装置および遠隔操作器

ア 周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがないか確認すること。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食などがなく、確認すること。

ウ 電圧計

変形、損傷がなく、電圧が適正であるか確認すること。

エ スイッチ類

開閉位置が正常であるか確認すること。

オ 保護板

変形、損傷、脱落などがなく、確認すること。

カ 表示

適正であるか確認すること。

キ 予備品など

ヒューズ、電球などの予備品および回路図が備えてあるか確認すること。

③スピーカー

ア 外形

変形、脱落、著しい腐食などがなく、確認すること。

イ 取付け状態

脱落などがなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。

④表示灯

変形、損傷、脱落、球切れなどがなく、点灯しているか確認すること。

4) 警鐘およびゴング

①周囲の状況

周囲に点検上および使用上の障害となるものがないか確認すること。

②外形

変形、脱落、著しい腐食などがなくか確認すること。

(2) 機能点検

1) 非常電源(内蔵型に限る)

①端子電圧

規定値以上であるか確認すること。

②切替装置

常用電源を停電状態にした時に、自動的に非常電源に切り替わり、常用電源に復旧した時に自動的に常用電源に切り替わるか確認すること。

③充電装置

変形、損傷、著しい腐食などがなく、異常な発熱がないか確認すること。

④結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがなくか確認すること。

2) 非常ベルおよび自動式サイレン

①起動装置

押しボタンを操作した際、確実に作動し、音響装置が鳴動するか確認すること。

②操作装置および複合装置

ア スイッチ類

端子のゆるみなどがなく、開閉機能が正常であるか確認すること。

イ ヒューズ類

損傷、溶断などがなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

ウ 継電器

脱落、端子のゆるみ、接点の損傷、ほこりなどがなく、機能が正常であるか確認すること。

エ 表示灯

正常に点灯するか確認すること。

オ 結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがないか確認すること。

カ 接地

著しい腐食、断線などがないか確認すること。

③ベルおよびサイレン

ア 音量など

音量および音色が他の機械の騒音などと区別して聞き取れるか確認すること。

イ 鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動または相互鳴動の機能を有するものにあつては、鳴動方式どおり鳴動するか確認すること。

3) 放送設備

①起動装置

ア 起動装置

機能が正常か確認すること。

イ 非常電話

起動が確実になされ、かつ、親機の呼び出し音および相互通話が明瞭であるか確認すること。

②増幅器、操作装置および遠隔操作器

ア スイッチ類

端子のゆるみがなく、開閉機能が正常であるか確認すること。

イ ヒューズ類

損傷、溶断がなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

ウ 継電器

脱落、端子のゆるみ、接点の焼け損、ほこりなどの付着がなく、機能が正常に機能するか確認すること。

エ 計器類

電圧計および出力計が正常に作動するか確認すること。

オ 表示灯

正常に転倒するか確認すること。

#### カ 結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがないか確認すること。

#### キ 接地

著しい腐食、断線などの損傷がないか確認すること。

#### ク 回路選択

回路選択試験を行い、当該操作回路および関連する作動表示灯ならびに火炎灯が正常に点灯するか確認すること。

#### ケ ニ以上の操作装置

ニ以上の操作装置が設けてある場合にあっては、相互に作動させ同時作動および同時通話ができるか確認すること。

#### コ 自動火災報知設備との連動

自動火災報知設備と連動作動するものにあつては、火災信号が送信された際、自動的に作動し、かつ、相互の機能障害がないか確認すること。

#### サ 遠隔操作の連動

遠隔操作器を設けるものにあつては、いずれの操作スイッチを操作した場合でも、双方の継電器、モニター、出力計などが正常に作動するか確認すること。

#### シ 非常用放送切り替え

一般放送停止試験を行い、一般放送状態から非常用放送に確実に切り替わり、また、手動により復旧しない限り、非常用放送の状態が正常に継続作動するか確認すること。

#### ス 回路短絡

回路短絡試験を行い、当該出力回路短絡保護回路が遮断し、かつ、その旨の表示をするとともに回路に機能障害がないか確認すること。

#### セ 火炎音信号

火炎音信号を発するものにあつては、起動装置試験を行い、音響が正常であるか確認すること。

### ③スピーカー

#### ア 音量など

音量および音色が他の機械の騒音などと区別して聞き取れるか確認すること。

#### イ 鳴動方式

一斉鳴動、区分鳴動または相互鳴動の機能を有するものにあつては、鳴動方式どおり鳴動するか確認すること。

#### ウ 音量調整器

非常用放送に支障がないか確認すること。

### 4) 警鐘およびゴングなど

機能が正常であるか確認すること。

## (3) 総合点検

1) 音量装置およびスピーカーの音量

音響装置およびスピーカーの試験を行った場合、規定値以上の音量があること。

2) 総合作動

非常電源に切り替えた状態で、任意の起動装置または操作装置などを操作した場合、火災表示ならびに音響装置およびスピーカーの鳴動が正常であること。

## 4 誘導灯設備点検項目

### (1) 外観点検

#### 1) 誘導灯

##### ①非常電源(内蔵型のものに限る)

###### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食などがいないか確認すること。

###### イ 表示

適正にされているか確認すること。

##### ②外箱および表示面

###### ア 外形

変形、損傷、著しい腐食などがいないか確認すること。

###### イ 視認障害

規定の高さおよび所定の位置に設置されており、間仕切り、広告物、装飾などによる視認障害がないか確認すること。

###### ウ 表示

適正にされているか確認すること。

###### エ 光源

ちらつき、影などがなく、政治用に点灯しているか確認すること。

### (2) 機能点検

#### 1) 光源

汚損、劣化などがいないか確認すること。

#### 2) 点検スイッチ

変形、損傷、脱落、端子のゆるみなどがなく、切り替え機能が正常であるか確認すること。

#### 3) ヒューズ類

損傷、溶断などがなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

#### 4) 結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがいないか確認すること。

#### 5) 非常電源

機能が正常であるか確認すること。

## 5 避難器具設備点検要綱

### (1) 外観点検

#### 1) 周囲の状況

##### ①設置場所

避難に際し、容易に接近できるか確認すること。

##### ②操作面積

付近には、当該器具の操作上支障となるものがなく、必要な面積が確保されているか確認すること。

##### ③開口部

器具が取り付けられている開口部は、容易に、かつ、安全に開放でき、必要な面積が確保されているか確認すること。

##### ④降下空間

降下障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか確認すること。

##### ⑤避難空地

避難上障害となるものがなく必要な広さが確保されているか確認すること。

#### 2) 標識

変形、損傷、脱落、汚損などがなく確認すること。

### (2) 機能点検

#### 1) 器具本体

変形、損傷、ほつれ、腐食、著しい吸湿、錆、カビ、油の付着などがなく、結合部および結び目が緊結されているか確認すること。

#### 2) 取付具および支持部

##### ①本体

変形、損傷、ねじれ、曲がり、接合部のゆるみなどの強度上の支障がなく、回転部が円滑に回転するか確認すること。

##### ②救助袋の固定環

変形、損傷、著しい腐食、土砂の堆積などがなく、保護蓋などは容易に開放できるか確認すること。

#### 3) 格納状況

##### ①格納方法

容易に使用できる状態であるか確認すること。

##### ②通風性など

通風性が良く、床に直接触れていないか、ネズミなどの侵入を防止する措置が施されているか確認すること。

### (3) 総合点検

次の事項について実施し、各部に変形、損傷などがなく、円滑に行えるか確認すること。

- 1) 開口部の開放、器具の取付け、その他安全降下の準備。
- 2) 器具に応じた正常な降下。
- 3) 巻き上げ、取り外し、折りたたみ、その他の当該避難器具に応じた正常な格納。



## 6 漏電火災警報器点検項目

### (1) 外観点検

#### 1) 受信機

##### ①周囲の状況

周囲に点検上及び使用上の障害となるものがないか確認すること。

##### ②外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

##### ③電源表示灯

電源表示灯が設けられているものにあつては、点灯しているか確認すること。

##### ④スイッチ類

開閉位置が正常であるか確認すること。

##### ⑤表示

適正にされているか確認すること。

##### ⑥予備品

ヒューズ、電球などの予備品が備えられているか確認すること。

#### 2) 整流器

##### ①外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

##### ②表示

適正にされているか確認すること。

#### 3) 音響装置

##### ①外形

変形、損傷、著しい腐食などがないか確認すること。

##### ②取付け状態

脱落がなく、音響効果を妨げるものがないか確認すること。

#### 4) しゃ断機構

変形、損傷などがなく、周囲に可燃性蒸気、可燃性粉塵などが滞留していないか確認すること。

### (2) 機能点検

## 1) 受信機

### ①スイッチ類

開閉機能が正常であるか確認すること。

### ②ヒューズ類

損傷、溶断などがなく、所定の種類および容量のものが使用されているか確認すること。

### ③試験装置

機能が正常であるか確認すること。

### ④表示灯

正常に点灯するか確認すること。

### ⑤結線・接続

断線、端子のゆるみ、脱落、損傷などがいないか確認すること。

### ⑥接地

著しい腐食、断線などの損傷がないか確認すること。

### ⑦感度調整装置

設定値が適正であるか確認すること。

## 2) 変流器

### ①未警戒

配線の変更工事により、未警戒の電路がないか確認すること。

### ②容量

警戒電路における定格電流以上の電流値のものであるか確認すること。

なお、第二種接地線に設けられているものは、当該接地線に流れることが予想される電流以上の電流値のものであることを確認すること。

### ③音響装置

音量および音色が他の機械の騒音などと区別して聞き取れるか確認すること。

### ④遮断機

#### ア 定格電流容量

警戒電路における定格電流以上の電流値のものであるか確認すること。

#### イ 作動状況

試験装置により、機械が正常であるか確認すること。

### (3) 総合点検

漏洩電流検出試験を行い、次の事項を確認すること。

- 1) 作動電流設定値に対する作動範囲が正常であること。
- 2) 漏電表示灯が点灯すること。
- 3) 音響装置の音圧が規定値以上であること。
- 4) 遮断機構を有するものにあっては、遮断が確実に行われること。

## 7 消火器点検要領

### (1) 外観・機能点検

- 1) 法に定められている点検項目に基づき、概ね6か月の間隔をあけて年2回行うものとする。
- 2) 点検終了後は、速やかに点検結果報告書を3部作成し、1部は学校・園に、残り2部は教育総務課総務・施設Gに提出すること。
- 3) 点検時において、既に消火訓練等による使用済み分については、詰め換えること。その他、表示板・安全ピン等の改修、ホース止めが無い、加圧ガス容器の変形、ブランクett脱落等も含むものとする。